

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 2 号	<p>〔工事請負契約の締結について〕</p> <p>市道十日市 2 7 6 号線・市道酒河 1 6 0 号線 道路改良工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 2 号	<p>〔三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）</p> <p>（議会の議決に付すべき契約）</p> <p>第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。</p>